

令和7年度事業計画

はじめに

本年度も引き続き、相続登記申請義務化に対する対応と権利擁護に関する事業の推進、会員の受託推進に努めていきたい。重点事業については、1つ1つが非常に重要な事業であり、単年度で実現が困難な事業であることから、今年度も昨年度とほぼ同様の内容としているが、昨年度の実績を踏まえ、より充実した活動を行っていききたい。すでに相続登記の申請件数が全国で増加しており、法務省の調査によれば、「相続登記申請義務化について聞いたことがある」と回答した市民は、約7割とのことであるが、市民の制度に関する理解は十分であるとは言えず、昨年度同様、相続登記申請義務化に関する市民の理解を高めるための周知活動・広報を行っていく。また、権利擁護に関しての啓発活動も昨年同様、積極的に取り組む。相続登記申請義務化をテーマにしたセミナーと権利擁護に関するシンポジウムは、法務総合事業部の委員会において企画・実施する予定である。

昨年度は支部と関連団体とは風通しの良い関係性を築いてきたが、今後ますます協力体制を整備し、行政各署への働きかけを、本会、支部、関連団体で協力して行いたいと考えている。昨年度、不十分であった市区町村訪問を多く実施し、司法書士制度と業務への理解を求め、行政からの要望に応える協定の締結や事業を提案する。法務局とは、不統一事例の解消や法改正による運用変更への対応などをスムーズに行うために権利登記適正処理委員会を再開し、裁判所へは、各種管理人選任に関し司法書士活用の働きかけなどを行っていく。

内部的な改革も課題があり、特に本会の事務作業の増加は本会職員の負担ともなっており、事業の見直し・取捨選択も視野に入れながら事業展開を行う。また、支部の事務局機能が支部長を含む一部の役員の負担となっているため、少しでも助力となる方法を引き続き検討する。

以上のことを踏まえ、本年度は、重点事業を中心にバランスよく事業を実施する。

令和7年度

- ① 所有者不明土地問題・空家問題への対応
- ② 権利擁護に関する市民への啓発事業
- ③ 非司法書士排除の強化
- ④ 事業及び広報による会員の業務拡大への取り組み
- ⑤ 支部の相談事業体制の強化
- ⑥ 支部・関連団体との協力による行政との連携強化
- ⑦ 研修受講義務単位取得の徹底
- ⑧ 司法・司法書士制度の研究と課題の検討

各部署の事業計画詳細は以下のとおり。

法務総合事業部

<相談事業>

- ・相談会の開催、地方自治体や他団体からの依頼による相談員の派遣
- ・当番司法書士などの電話相談等の各種相談事業
- ・他土業との共同相談会の実施・協議会などの連携

法務総合事業部の組織再編のひとつとして、本年度から社会問題対策委員会所属の三つのワーキングチームを独立した委員会とする。すでに各ワーキングチームは独立して活動しているため、活動にあわせて委員会として分け、益々市民の権利擁護のための活動を行う。また、労働問題対策委員会の所管を企画部から、法務総合事業部へ変更し、より実践的な活動を展開する。

<自死問題対策委員会>

- ・医療機関との連携による自殺未遂者等に対する相談事業の整備及び拡充
- ・医療機関関係者向けの勉強会の実施
- ・会員を対象とした自死対策に関する研修会の開催（年度内3回を予定）
- ・依存症問題への対策の実施
- ・地域自殺対策会議、地域自殺対策包括相談会、学会・研修会等への委員並びに講師の派遣

<権利擁護委員会>

- ・子ども及び女性の権利擁護に資する事業
- ・高齢者及び障害者等への権利擁護に資する事業
- ・権利擁護に関する会員向け勉強会開催事業

<生活再建支援委員会>

- ・寿町相談会などの経済的困窮者に対する各相談会、他団体との連携による相談会の実施
- ・人権侵犯に関する相談、障害者等に対する相談事業及び支援事業
- ・消費者問題に関する取組み並びに相談事業

<労働問題対策委員会>

- ・労働電話相談の運営、労働事件受託者名簿の管理・運用及び研修会並びに相談会の実施
- ・労働問題に関する他団体との連携、共催事業の開催及び会員への情報提供

<法教育委員会>

- ・県教育委員会との連携、中高校生に対する従来からの法律講座と体験型を加えた法律講座の実施
- ・法律講座の講師派遣のための研修や資料作成・講師名簿の作成

- ・市町村各地での親子法律教室の実施
- ・Z o o mによるオンラインでの子ども法律教室・高校生法律講座の実施
- ・法教育に関する法教育関連イベントや他団体主催のシンポジウム等への委員派遣
- ・成人年齢引下げに伴う若年層に対する啓発・相談事業
- ・知的障害者等就労援助センター及び特別支援学校での法律講座の実施

<法テラス推進対策>

- ・法テラスとの連携強化のため、協議会等の会議体への出席
- ・法テラス利用についての基礎知識に関する研修や周知活動
- ・法テラスホットラインの定着化と安定運用

<相続登記推進・空家問題対策>

- ・相続登記義務化に関する市民公開講座等の周知・啓発活動
- ・相続・遺言ホットラインの運用・周知
- ・講師派遣・相談対応等による関連団体（自治体・地域ケアプラザ・各種公益団体・不動産関連団体等）との連携強化
- ・各市区町村の空家等対策協議会・特定空家審等査会への参画
- ・会員を対象とした相続・空き家問題関連の研修会の実施

<災害対策>

- ・東日本大震災の被災者支援及び災害に関する相談関連事業
- ・会員を対象とした災害対策関連の研修会の実施
- ・神奈川県大規模災害士業連絡協議会との連携による災害対策の広報・支援等

企画部

- ・登記実務に関する検討・法務局等に対する照会、会員への情報提供
- ・法務局との権利登記適正処理委員会の開催
- ・商業・法人登記のオンライン申請促進・添付書面の電子化の研究及び会員への情報提供
- ・横浜地方法務局法人登記部門との連携及び意見交換
- ・企業法務支援事業及び事業承継を担う神奈川県や他士業等との連携及び共催事業の開催
- ・会社・法人登記ホットラインの運営及び相談会の開催
- ・法務局との連携及び共催事業の開催
- ・司法書士への商業・法人登記業務の依頼促進に関する施策の企画及び実施
- ・民事事件・家事事件の受託推進のための企画及び研修会の実施
- ・少額裁判報酬助成制度の運営
- ・債務整理事件に関する研修会及び相談会の実施
- ・財産清算人及び財産管理人名簿、遺言執行者名簿の管理、運用並びに研修会の実施
- ・遺産承継業務に関する研修会及び実務相談会の実施並びに情報提供

- ・国賠法に係る損害賠償請求事務委任に関する受任者名簿の管理、運用及び研修会並びに相談会の実施
- ・民事信託支援業務に関する企画、研究及び研修会の実施
- ・民事信託相談員名簿の管理、運用及び研修会並びに相談会の実施

広報部

- ・自治体等と連携した広報に関する事業
- ・広報誌（D u r a n t a）の発行、ホームページ・SNS、デジタルコンテンツの制作、デジタルサイネージを利用した広報、駅構内広告、チラシ製作、その他あらゆる媒体を利用した司法書士のサービス優位性を戦略的にアナウンスする取り組みに関する事業
- ・法務総合事業部、企画部の活動を広報する事業
- ・組織内広報として、会報誌（メルマガやまゆり）の発行に関する事業
- ・他の単位会との情報交換に関する事業

研修部

- ・新規合格者等に向けた新人研修会の実施
- ・簡裁訴訟代理等能力認定考査受験のための特別研修会の実施
- ・年次制研修会の実施
- ・会員研修会の実施
- ・登録3年以内会員向け研修の実施

経理部

- ・退会者未納会費の徴収
- ・財務会計に関する規則・規程等の見直し
- ・効率的、効果的な予算執行の徹底

総務部

- ・会員に対する苦情の適正な対応及び会員への指導
- ・非司法書士行為の疑いのある者に対する監視及び警告の強化、並びに他会との連携
- ・法務局実態調査の実効性をより高めるための施策検討
- ・非司法書士排除委員会の組織力の強化

事務局

- ・デジタルイゼーションからデジタルライゼーションへの変革
- ・ダイバーシティマネジメント（多様な働き方の受容）
- ・ハラスメントへの予防・対応・対策

調停センター

- ・ADR、調停センターの利用促進に向けた活動
- ・調停人養成のための研修会の実施
- ・特定和解、仲裁の利用促進